令和２年度事業計画

我が国では、世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでおり、団塊世代が後期高齢者となる 2025 年を境に人口が減少に転じ、社会構造や生活環境の変化等、時代の大きな転換点にあります。

今後少子高齢化が進行するなか、世帯構成の変化や生活困窮などの諸事情により、「複合的な課題を抱えている方」や「社会に孤立している方」、「制度の狭間にある方」などが、これまで以上に増加していくことが見込まれており、こうした方々も含めた福祉課題に、地域としてどのように向き合い、対応していくかが問われています。本会では、このような地域ニーズを敏感にとらえ、住み慣れた地域の中で安心して暮らせる地域づくりを推進し、「福祉の心」の繋がりを大切にした取り組みを展開し、幅広い市民・機関・団体の方々と手を携えながら、支えあいのあるまちづくりを目指します。

さて、本会では法人化 50 周年を迎える節目の年になりました。節目にあたり設立の原点にあらためて立ち返り、「地域で共に助け合い、支えあうまちづくり」の実現に向けて、より一層住民参加を促進し、市民ニーズに応えたきめの細かい事業展開を推進します。

なお、本年度の事業の重点項目は次のとおりです。

１　福生市地域福祉活動計画（ささえあいプランふっさ）の推進

本年度は、「第４期福生市地域福祉活動計画」（ささえあいプランふっさ）の計画最終年度となります。本会が実施している多様な相談支援活動や幅広いネットワークを活かし、地域の力を高めることに繋がるよう、行政をはじめ地域の住民や各種機関・団体等と連携・協働を深めながら、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の着実な推進と計画の実現を目指します。

２　社協らしい事業の展開

指定管理を含め、各種事業について、市民・行政・各種団体等の負託に応え、地域福祉を推進する中核的団体として、より一層充実した事業運営に努めます。

自らの事業や取り組みを「点検・整理」し、行うべき事業や取組みを着実に実践し、社協としての基礎体力を高め、地域福祉推進の専門機関として住民、行政、他の専門職からの信頼を高めるための「社協ブランド（らしさ）」の確立を図り、「社協ブランド」の浸透・深化に向けた取り組みを進めていくことに努めます。

３　災害に備えた社協の体制強化

近年多発している自然災害に備え、地域の住民や各種機関・団体と連携して、小地域福祉活動など日常的な地域の支え合いの仕組みづくりを構築し、更に、福生市との「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」に基づき、行政と協働して災害に備えた取り組みの強化に努めます。

また、災害時に本会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置運営できるよう、平時からの実践的な研修や実地による訓練に取り組むことに努めます。

４　時代に対応した社協の体制づくり

財源確保が非常に厳しい状況下において、引き続き経営体制づくりの強化に努め、より効果的に事業を推進するための業務改善、組織の見直しを継続して検討・実施します。更に、社協職員としての資質の向上を図り、職員が専門性を発揮し、新たな事業の開発・実施に努めます。

5　法人化 50 周年記念事業の実施

本会は昭和 45 年３月 27 日に社会福祉法人として法人化され、本年で 50 周年を迎えることとなりました。これに伴い、記念式典を挙行するとともに、50 年の社協の歩みをとどめた記念誌を発行します。

【事 業 項 目】

1 法人運営事業　［予算 P.28］

（１）自主財源の拡充

活動の基盤であり自主財源の柱である会員会費の確保に努めるとともに、会員未加入者や事業所に対して、本会実施事業のＰＲに努め、会員加入の促進を図ります。

（２）基金の効率的運用（福祉基金・ふれあい基金・ボランティア基金）

安定財源の確保及び在宅福祉の増進とボランティア活動の推進等地域福祉向上のために、各種基金の充実と効率的な運用及び活用に努めます。

（３）法人化50周年記念事業の実施

本年は、法人化50周年を迎える節目の年になります。このことを祝して、記念式典を９月６日に挙行し、さらに50年の歩みをとどめた記念誌を発行します。

（４）福生市地域福祉活動計画の推進

地域福祉活動の一層の充実を目指して、“ささえあいプランふっさ”「第４期福生市地域福祉活動計画」の推進に努めます。

すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らし続けたいという願いを実現させていくために、幅広い市民・機関・団体の方々と手を携えながら、地域を構成する誰もが主役となって、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくりを推進します。

また、本年度が第４期の最終年度となることから、策定委員会を設置し、第５期福生市地域福祉活動計画の策定に努めます。

（５）広報紙等の積極的な活用

広く住民の福祉への理解を得るための啓発及び様々な福祉の情報を提供することを目的に、広報紙（年６回）を発行します。

また、「社協ホームページ」を活用して新鮮な情報の発信を目指すとともに、「イメージキャラクター“福丸”」を活用して社協活動のＰＲに努めます。

（６）福祉団体の支援

福祉団体が更に充実した活動が進められるよう助成金の交付等による支援をし、互いに支え合える地域づくりの推進に努めます。

（７）苦情解決の取り組み

利用者からの苦情を解決するための体制を整え、利用者の権利を擁護するとともに、本会の福祉サービスを適切に利用できるように支援します。

（８）個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律及び本会の個人情報保護規程に基づき、個人情報取扱事業者として、個人情報の保護及び適正な取扱いに努めます。

（９）事業の活性化

諸制度の改正など社会動向に合わせた組織、社協の強みを発揮できる組織となるように事務局組織の改正を実施し、組織強化と事業の活性化を図ります。

また、実施計画の策定を図り、事務事業の見直しに際しては職員相互に検討・情報共有し、事業の効率性・実効性を高め、市民サービスの向上を図ります。

(10) 福生市との連携

福生市からの補助金や受託事業の適正な執行・運営に努めるとともに、事務改善等を推進し、市の負託に応え、市民が安心した生活が送れるよう市との連携・協働の強化を図り、地域福祉の充実と推進に努めます。

(11) 福祉バス運行事務事業　（福生市受託事業）

高齢者や障害者等の方々が、市内の福祉施設等をより利用しやすくするために運行する福祉バスの運行事務事業を受託し、多くの方々から利用されるよう利用の促進に努めます。

(12) 特定相談支援事業・障害児相談支援事業

本会は、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所としての指定を受けて、障害福祉サービス等を利用する障害者（児）のケアマネジメント事業に取り組み、福生市の当該基盤整備の一端を担います。

(13) 目標管理制度の定着化

職員一人ひとりの資質の向上と組織の活性化を促進し、合わせて人材育成や能力開発につなげていくための取り組みとして、制度の定着化に努めます。

(14) 職員研修制度の導入

職場において必要とする知識、技能、態度及び問題解決の能力を研修により修得させることにより、職員の資質向上を図り、もって職務の能率的運営に資するための新たな取り組みとして制度の導入に努めます。

２ 地域福祉事業　［予算 P.31］

（１）小地域福祉活動推進事業

地域の関係機関・団体と連携、強化を図り、福祉地区の活動のさらなる継続発展を目指し、環境整備に努めます。

（２）社会福祉活動推進委員の活動

各種事業の支援や相談業務等を通して地域福祉の推進を図り、さらに当該委員の研修を実施し、地域福祉の充実に努めます。

（３）老人福祉事業

市との共催による敬老大会を開催し、85歳到達者の方に長寿を祝し、賀寿及び記念品の贈呈を行います。

（４）当事者団体等の支援と支援団体のネットワーク

子育て世代から、障害者、高齢者等の当事者団体の支援と、それを支える支援団体のネットワークの充実、推進に努めます。

（５）第43回福祉バザー・第22回福生市民福祉チャリティーゴルフ大会

住民参加による地域福祉活動を積極的に推進するため、関係機関や地域の各種団体を構成員とする実行委員会方式により、事業の推進に努めます。

（６）移送サービス

心身障害者（児）又は歩行困難な方を対象に、ハンディキャブ（車椅子専用車）をボランティアの協力を得て運行し、通院や社会参加等を支援します。

また、福祉有償運送の登録団体として、福祉輸送の適正な運営に努め、より一層サービスが充実するよう取り組みます。

（７）ハンディキャブ貸出しサービス(高齢者等外出支援サービス)

歩行困難者及びその家族等に専門機能を有するハンディキャブ(車椅子専用車)を貸出すことにより、その行動範囲を広げ、生きがいのある生活を送ることが出来るよう支援します。

（８）介護用具貸与サービス

制度では対応出来ない介護用具を必要とする方に、車椅子等を貸出し、安心した日常生活を支援します。

（９）ほっとサービス

住民参加による福祉活動として、高齢者や障害者等の日常生活の支援を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」の推進に努めます。

(10) 福祉活動専門員の資質向上

福祉活動専門員の資質向上を図り、市民や関係機関・団体等と連携・協働して、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進に取組みます。

(11) 緊急通報システム事業　（福生市受託事業）

病弱なひとり暮らし高齢者及び重度身体障害者等を対象に、家庭内で突発的な事故などが発生したとき、的確で迅速な対応が図られるよう協力員と連携を図り、円滑な緊急通報システム事業を実施します。

(12) ファミリー・サポート・センター事業　（福生市受託事業）

ファミリーサポートセンターでは地域において、育児の支援を受けたい者と、育児の支援を行いたい者が、相互援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立できる環境を整えるとともに、家庭で子育てをしている保護者が安心できる環境づくりを行います。

３ 高齢者配食サービス事業　（福生市受託事業）　［予算 P.33］

虚弱のひとり暮らし高齢者等に対して、自宅に週２回昼食（弁当）を配食し、健康増進とふれあい、安否の確認を図ります。

また、利用者増に努めるなど、より一層の充実を図ります。

なお、この事業は、拠点までの配送は運転ボランティア、利用者宅までの配食は配食ボランティアの協力で実施します。

４ ボランティア活動推進事業　［予算 P.34］

市民自らが地域の様々な課題の解決に取り組み、市民一人ひとりの可能性を伸ばし生活の質が高められていく市民社会の実現のため、ボランティア・ＮＰＯをはじめとする、様々な人々や団体、企業、関係機関が連携・パートナーシップを結んでいける環境を整備するとともに、幅広い市民の自発的な活動を推進していきます。

（１）ふっさボランティア・市民活動センターの運営

センター機能の充実を図るため、運営委員会、常任委員会、研修会等を開催していきます。また、事務局体制を効率的に組織し、市民にわかりやすく、利用しやすいセンター運営に努めます。

（２）活動普及･支援事業

市民誰もが、ボランティア･市民活動に参加できるよう、ホームページや情報紙などを活用し、広く情報を提供するとともに、センターのコーディネート機能を確立し、相談体制の充実に努めます。

また、企業、関係機関、団体等の動向を調査･研究し、各方面への提言や事業につなげていきます。更に、ボランティア保険への加入や助成事業を推進し、団体の自立と活動の広がりが図れるよう努めます。

（３）ボランティア・市民活動推進事業

ボランティア･市民活動に参加するきっかけづくりや、地域における福祉教育の推進など新たな課題に取り組み、さらに考える機会として、世代別、課題別の各種講座の開催に努めます。

（４）災害時体制整備事業

いつ起こるかわからない災害に対し、登録団体、市民などと防災トレーニング及び研修を行い、関係機関と連携し、有事の際のボランティア窓口としての体制整備に努めます。また、新たな災害に対して迅速に対応できるよう努めます。

（５）パートナーシップ推進事業

各種団体との協働による講座等の推進と新たな課題への話し合いの場を提供するとともに､企業とのパートナーシップによる市民活動支援やＮＰＯ法人とのパートナーシップによる事業の推進に努めます。

５ 輝き市民サポートセンター事業　（福生市受託事業）　　［予算 P.36］

輝き市民サポートセンターでは、住みよい活力のあるまちづくりに自発的に貢献する、環境、福祉、社会教育、文化、国際、災害救援などのあらゆる分野の公益的な市民活動を推進し、その活動拠点を提供し事業を進めて行きます。

６ 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会受託事業）　［予算 P.37］

低所得世帯や、障害者世帯、高齢者世帯等を対象に資金を貸し付けることによって、世帯の経済的自立を図ります。また、借り入れ時や償還時において民生委員の援助指導により生活意欲の助長を図ります。

７ 受験生チャレンジ支援貸付事業（福生市受託事業）　［予算 P.38］

学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について、一定所得以下の世帯の子どもたちへの支援を実施します。

８ 成年後見センター事業　［予算 P.39］

利用者支援事業の充実と推進を図るために、福生市からの受託事業である成年後見センター福生運営事業及び東京都社会福祉協議会からの受託事業である地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、並びに自主事業である各種総合相談事業を総合的・一体的に実施していきます。

また、関係機関及び地域の様々な団体とのネットワークを活用し、判断能力が不十分な高齢者、障害者等をはじめとする市民が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう事業の推進に努めます。

（１）成年後見センター福生運営事業　（福生市受託事業）

①成年後見制度推進機関運営事業

成年後見制度の利用促進と普及・啓発を図るとともに、判断能力が不十分な認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等の人権や財産を保全することにより、安心して地域生活の継続と適切な福祉サービスの利用が可能となるよう支援を図ります。

成年後見制度推進機関では、㋐相談及び申立て手続きの支援　㋑普及・啓発に関する地域・関係機関等への広報活動及び学習会の充実　㋒成年後見人等のサポート体制の構築　㋓地域ネットワークとの連携・活用　㋔運営委員会の充実　㋕社会貢献型後見人への支援　㋖地域と家裁の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみの運用などを実施します。

②福祉サービス総合支援事業

市民の抱える問題が複雑・多様化する中で、市民のより身近な相談窓口として、関係機関・団体との連携により相談事業（身近な法律相談・成年後見制度相談）を

実施します。また、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に関する苦情対応、判断能力の不十分な方々の権利擁護相談など福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施します。

（２）地域福祉権利擁護事業〔日常生活自立支援事業〕（東京都社会福祉協議会受託事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない方々が、地域で安心した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを実施します。

（３）各種総合相談事業　（社協独自事業）

市民の抱える問題が複雑・多様化する中で、市民のより身近な相談窓口として、関係機関・団体との連携により相談事業（心配ごと相談・心の相談・リハビリ相談）を実施します。

９ 地域包括支援センター事業　［予算 P.40］

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、専門性をいかして連携しながら住民の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行い、住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活できるよう包括的に支援します。更に関係機関とのネットワークを構築し、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として次の業務を実施します。

（１）地域包括支援センター事業　（福生市受託事業）

①介護予防ケアマネジメント業務

介護予防・日常生活支援総合事業及び要支援者へのケアマネジメント、地域住民の介護予防に資する事業を実施します。

②総合相談支援業務

初期段階での相談対応及び専門的・継続的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の実態把握を行います。

③権利擁護業務

関係機関と連携し、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、処遇困難事例への対応及び消費者被害の防止など、高齢者の生活の維持を図ります。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用や介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える処遇困難事例への指導・助言を実施します。

⑤在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、

医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進します。

⑥生活支援体制整備事業

地域の関係機関と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。介護予防に関する地域活動組織の育成・支援のための事業等を実施します。

⑦認知症総合支援事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために医療・介護等の連携強化による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

（２）家族介護者教室事業　（福生市受託事業）

高齢者等を介護している家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての教室などを開催します。

また、認知機能の低下がみられる概ね65歳以上の高齢者とその家族が、社会とのつながり、生きがいを感じるきっかけになる場として、また日頃の苦労を語ることや同様の介護の悩みを持つ人との交流により、介護に対する負担感の緩和を図る場とすることを目的に、家族介護者相互の交流会（オレンジカフェ　ふっさ）を開催します。

（３）要介護認定調査事業

要支援・要介護認定の申請をした被保険者の自宅や入所施設等に訪問し、本人の身体機能や認知機能等の調査や介護者からの聞き取り等により、心身の状況等の調査を実施します。

10　歳末たすけあい運動事業　［予算　P.42］

共同募金の一環として地域住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関・団体にご協力いただき、募金活動を実施しています。多様な福祉ニーズに対応できるよう、市民の福祉意識を図り地域福祉を推進します。

・高齢者や障害者への福祉用具貸与サービス

・福祉総合相談事業

・ボランティア活動、市民活動の推進事業

11　学童クラブ事業　（福生市受託事業）　［予算　P.43］

小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後の時間帯において保護者の代わりに家庭的機能の補完を図り、「遊び」及び「生活」を通して児童の健全育成に努めます。

12　老人福祉センター事業　（福生市指定管理受託事業）　　［予算　P.44］

高齢者の生きがいづくりを推進するため、生活相談・健康相談、健康づくり教室、教養講座等を実施し、高齢者が「健康で、安心して、いきいきと支え合って暮せるまちづくり」を目指します。

また、老人クラブ及び自主グループに対する育成・援助等を行い、自立を目指し「健康・友愛・奉仕」の精神で明るい生活が営めるよう市民の方と協力して推進します。

13　通所介護事業〈福生市高齢者在宅サービスセンター田園〉　　［予算　P.48］

介護保険で要介護認定された要介護１～５の方に対して、送迎、食事、生活相談、趣味生きがい活動、入浴、日常動作訓練等の各種サービスを提供し、利用者の能力に応じた日常生活の支援に努めます。

併せて、介護予防通所介護事業及び日常生活支援総合事業として要支援１・２の方に対して、要介護状態になることを出来る限り防ぎ、介護予防の観点から各種サービスの提供に努め、利用者の心身機能の維持向上とともに家族等の負担の軽減を図ります。

また、本会の特性である関係機関との連携を生かして、市内の保育園、小・中学校、ボランティアや市民の方々との交流を図り、地域に根ざした運営に努めます。

14　高齢者生きがい活動支援デイサービス事業　（福生市受託事業）　　［予算　P.49］

介護保険には該当しない在宅の高齢者に対して、通所による趣味活動等を通し、健康で生きがいのある生活が過ごせるように支援を図ります。

15　生活介護事業〈はっぴぃ・れんげ園〉　　［予算　P.52］

身体及び知的障害者の生活の改善及び機能の維持向上等を図るために、通所による機能訓練及び創作・生産的活動等の機会を提供し、身体能力に応じて食事や入浴等の介護及び日常生活能力の維持向上に必要な支援を行います。

実施にあたっては、個別支援計画を基に利用者の意思と人格を尊重し、サービスの質の向上に努めます。

また、地域との交流を図り、ノーマライゼーションの啓発に努め、本会の特性を生かし、行政、民生委員・児童委員協議会等福祉団体や地域の組織団体、ボランティアなどと連携して利用者の社会参加や福祉の増進を支援します。

16 障害者自立生活支援センター事業〈すてっぷ〉（福生市受託事業）　［予算 P.54］

障害者（身体・知的・精神障害）の就労支援体制を強化するために、障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、就労支援事業を実施していきます。

また、相談支援事業として障害者（身体・知的障害）を対象に、生活の基本である住居、食事等の日常生活に即した課題に対して、個別に具体的な相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関への連絡調整等を一体的に提供することに努めます。なお、余暇支援として、登録者等の方達の交流、情報交換などの場を提供し、自立支援に努めます。

17 地域活動支援センター事業〈れんげ園・はっぴぃ〉　［予算 P.56］

（１）地域活動支援センター事業

身体及び知的障害者を対象に、通所による創作的活動や生産的活動等の機会の提供及び社会参加を促進し、意欲ある日常生活を維持できるように支援します。

実施にあたっては、個別支援計画を基に利用者の意思と人格を尊重し、サービスの質の向上と、更に地域との交流を図り、障害者に対する理解を深めていただけるように努めます。

（２）重度身体障害児入浴サービス事業　（福生市受託事業）

家庭での入浴が困難なおおむね６歳から18歳未満の在宅重度身体障害児を対象に、福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを実施し、身体の清潔保持及び、心身機能の維持等を図るとともに、家族等在宅介護者の負担の軽減に努めます。

18 生活資金貸付事業　（福生市受託事業）　［予算 P.58］

不時の出費により一時的に生活が困窮し、他から借り入れを受けることが困難な低所得世帯を対象に貸付けを行い、自立支援に努めます。

19 福祉センター管理事業（福生市指定管理受託事業）　［予算 P.60］

福祉の拠点として、市民が気軽に安心して利用できる場を提供するため、施設管理の充実と災害時における安全対策の向上に努めるとともに、その他諸活動を通して市民主体の福祉活動の輪が広がるよう環境を整備し、福祉のまちづくりの実現に寄与します。

20 収益事業　［予算 P.62］

広報紙及びホームページに企業等の広告を掲載することによる広告料及び地域福祉応援型自動販売機事業などの収益事業の充実を図り、財源の確保に努めます。